

## 保 護 方 法 書

- 1 共用林野の周辺の要所には、火災、盗伐、誤伐、土地漫用等の加害行為の予防のため、適宜制札を設置するものとする。
- 2 山火事の予防及び消防については、次の方法を講ずるものとする。
  - (1) あらかじめ、山火事の予防及び消防に必要な組織並びに非常報告の方法を定め、森林管理（支）署長に届け出る。
  - (2) あらかじめ、山火事発生の際の消防団の出動に遺憾のないよう連絡をとっておく。
  - (3) 山火事を発見したときは、直ちに消火に努めるとともに森林管理（支）署又は森林事務所にその旨を報告する。
- 3 盗伐、誤伐、土地漫用等の被害発生のおそれがあると認めるとき又はその被害を発見したときは、森林管理（支）署又は森林事務所にその旨を通報する。
- 4 有害動物及び有害植物の防除については平素注意を喚起し、その被害を発見したときは、その駆除に努めるとともに森林管理（支）署又は森林事務所にその旨を通報する。
- 5 標識に異常があることを発見したときは、速やかに適切な措置をとるとともに、森林管理（支）署又は森林事務所にその旨を通報する。
- 6 共用林野内の稚樹については、その保育に平素十分注意し特に産物採取・放牧の際はこれを損傷しないよう留意する。
- 7 地域住民の副産物採取のための入林については、共用林野の保護の万全を期する見地から市町村条例又は規約書により所要の取締りを行うものとする。
- 8 上記各項に掲げるもののほか森林管理（支）署長の指示に従うものとする。